

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2020年6月17日

**【発行者名】** ブラックロック・ジャパン株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長 井澤 吉幸

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

**【事務連絡者氏名】** 猪浦 純子

**【電話番号】** 03-6703-7940

**【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券に係るファンドの名称】** iシェアーズ S&P 500 米国株 ETF

**【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券の金額】** 10兆円を上限とします。

**【縦覧に供する場所】** 名 称 株式会社東京証券取引所  
(所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年5月8日付をもって提出した有価証券届出書について、信託報酬率を変更するため、関係事項を下記の通り訂正するものであります。

## 2【訂正の内容】

<更新後>に記載している内容は、原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 4【手数料等及び税金】

##### (3)【信託報酬等】

<更新後>

ファンドの実質的な信託報酬（ + ）は、信託財産の純資産総額に対し年0.165%（税抜0.15%）程度となります。

投資する上場投資信託証券の投資比率や報酬率に変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.165%（税抜0.15%）以内で委託会社が定める率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.143%（税抜0.13%）以内	ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等
受託会社	年0.022%（税抜0.02%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

信託報酬の料率は、毎月の運用状況（投資する上場投資信託証券の投資比率および報酬等の料率）に応じて、約款に規定される所定の方法により決定されます。

上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

投資する上場投資信託証券に係る報酬等

投資する上場投資信託証券において報酬等がかかりますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。また、報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。

ただし、2020年6月18日から2021年6月18日までの期間は以下の報酬率が適用されます。なお、委託会社および受託会社の判断で当該報酬率の変更、または適用される期間を変更することができます。

ファンドの実質的な信託報酬（ + ）は、信託財産の純資産総額に対し年0.0825%（税抜0.075%）程度となります。

投資する上場投資信託証券の投資比率や報酬率に変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.0825%（税抜0.075%）以内で委託会社が定める率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.0605%（税抜0.055%）以内	ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等

受託会社	年0.022% (税抜0.02%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
------	-------------------	-----------------------

信託報酬の料率は、毎月の運用状況(投資する上場投資信託証券の投資比率および報酬等の料率)に応じて、約款に規定される所定の方法により決定されます。

上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

#### 投資する上場投資信託証券に係る報酬等

投資する上場投資信託証券において報酬等がかかりますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。また、報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。